

平成 25 年度 第 4 回 新潟市福祉有償運送運営協議会（会議録）

平成 26 年 2 月 14 日（金）午後 2 時～

新潟市役所本館 6 階 第 2 委員会室

（司 会）

若干早いですが、皆さんお集まりですので、ただいまから、平成 25 年度第 4 回新潟市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます、新潟市役所福祉総務課の長谷川です。よろしくお願いいたします。

本日はご多忙の中、委員の皆様よりお集まりいただき、厚くお礼申し上げます。

はじめに、事務局のほうから一言ごあいさつを申し上げます。

（福祉総務課長）

改めまして、本日はお忙しい中、会議にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。本日の会議になりますが、新規申請 2 団体の審議ということになりますが、今年度ここまで第 4 回ということで、すでに新規申請登録された団体が 3 団体、今現在、合計 15 団体の方が活動されているということになります。今回、また新たに 2 団体の申請ということですので、議事後、今後の審議の方法といったものを事務局からご提案させていただければと思っております。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

（司 会）

まず、議事に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。本日、使用いたします資料は、まず 1 枚目の次第です。次に、登録申請案の①と登録申請案の②、さらに、先日行われました小委員会での意見等の概要としまして、資料 1-1 と資料 1-2。最後に、福祉有償運送の複数乗車についてということで、資料 2 がございます。資料は以上でございます。ご確認ください。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。なお、本日も、会議録概要作成のため、録音をさせていただきます。

本日は、島崎委員、遁所委員、佐久間委員、高橋委員からご欠席の連絡をいただいております。16 名の委員のうち 12 名の委員の皆様がご出席されておりますので、規則第 6 条第 2 項に定めた委員の過半数の出席を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日、運輸支局の高橋委員から欠席のご報告をいただいておりますが、同じ運

輸支局から小松様にお越しいただいております。

それでは、松本会長より議事進行をお願いいたします。

(会 長)

それでは、議事を進めさせていただきます。本日、今、お話がありましたように、新規登録申請についてということで、2件ございます。その申請について協議していただくわけですが、特定非営利活動法人「わあなる」と、一般社団法人「よりの会」という2件でございます。先日、小委員会も開き、本日の協議会となっておりますが、最初に「わあなる」さんから、協議していただきたいと思っております。それでは、事務局からご説明をお願いいたします。また、必要がありましたら、それぞれ団体の方から来ていただいておりますので、発言していただきたいと思っております。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明（申請書類の説明部分は省略）・・・・・・・・・・>

続きまして、資料1-1をご覧ください。A4一枚ものです。説明させていただきます。この資料は、1月31日に小委員会を開催しましたので、そこでの指摘された事項、意見及び、それに対する法人の回答が記載されています。読み上げます。

「NPO法人の組織運営に関して少人数で家族経営的な側面がある。安全管理などにおいて、法人に第三者の視点が入るように体制の改善が必要と思われる」との意見がありました。これに対する法人からの回答ですが、「家族経営的にならないよう、法人に第三者を入れて体制の改善を図ります。安全管理については、今後、運行管理責任者の職に専任できる事務職員の配置を予定しています。そのため、現在、運行管理者の資格取得に向け、基礎講習を受講済みです。また、安全運転の啓発のためヘルパー2名も基礎講習を受けました。使用する車両は、すべて法人名義となっており、事務所に配置します。駐車スペースも確保しています。そのため運転者は事務所に集合するため、そこで運行管理者が確実に点呼を行います。鍵も事務所が管理することになるので、点呼の後に渡すことにより安全管理を徹底します。」という内容です。小委員会では、主に少人数で家族経営的な側面があるということが指摘事項としてありました。安全管理の面においても、法人に第三者の視点を入れるようにという指摘がありました。

(会 長)

それでは、団体の方のほうから説明をお願いいたします。

(特定非営利活動法人わあなる)

特定非営利活動法人わあなるの今井と申します。本日は、よろしくをお願いいたします。

当法人は、在宅で介護が必要な高齢者や障がい者に対して福祉サービスを提供して、福祉の

増進を図るため、平成19年9月に設立いたしました。活動内容といたしまして、定款をご覧くださいますと、特定非営利活動法人にかかわる事業として、居宅サービス事業や居宅介護事業などを挙げていますが、主な活動は介護保険サービスと障害福祉サービスの提供です。外出をサポートする通院等介助や行動援護、移動支援等できる範囲で応じています。現在、スタッフは5名で、そのうち4名がヘルパー、1名が事務員です。

当法人が福祉有償運送の申請をした経緯ですが、現状の問題点として、公共交通機関を使った支援について、バスは大分改善され、車イスを利用しやすい形態になりましたが、いまだ不自由な面はあります。バス停までの移動が天候に左右され、外出を見合わせることもあります。そこで自家用車での送迎ができれば、天候を気にすることなく、ドア・ツー・ドアの個別輸送により安心して支援することができるようになります。先ほど申し上げましたが、バスは一昔前に比べると大分利用しやすくなりましたが、自家用車を利用することができれば、バス等の公共交通機関を補って支援の幅が広がるものと考えております。また、透析で通院する方の支援についても、ためらうことなく、何度も停車に応じたり、本人の体調に合わせてゆっくりと走ることができます。自家用車での送迎の必要性を感じて申請に至りました。

当法人が活動する運送の区域は、新潟市内を想定しています。利用会員の自宅は、すべて新潟市内にありますし、目的地は主に市内の特別支援学校や市内の病院となります。

運送の対価はキロ40円です。移動支援、行動援護、通院と介助との組み合わせで利用すれば、給付費の収入があるので、対価を低く抑えることができます。

旅客の範囲については、イ、ロ、ハ、ニのすべてに対応します。身体障がい者、要介護者、要支援者、知的障がい者、精神障がい者です。

現在、想定している輸送パターンですが、1番目に、親の負担を軽減するため、特別支援学校の生徒に対して行う通学支援です。2番目に、こだわりが強く決まった場所に行きたがる重度の精神障がい者に対して、その要望にこたえるために、行動援護のサービスを提供します。その際、自家用車で移動することにより、スムーズに支援することができると思います。3番目に、知的障がい者に対して一定時間外出することにより、介護者の負担軽減と本人に対する余暇支援を図り、体力向上、運動不足の解消が望めます。4番目に、要介護、要支援者に対して必要に応じて通院のサポートをいたします。5番目に、透析患者に対しての通院の送迎介助の要望にこたえていきたいと思います。輸送の方法は、ヘルパーによるドア・ツー・ドアの個別輸送ですが、場合によっては運転者とは別にヘルパーを同乗させることも想定しています。移動中の変化に対応するよう、状態の把握をするため、隣にヘルパーが座って、身体等を支える必要などがあるためです。

複数乗車についての想定はしていません。車両の性質上、車イスと利用者のみ乗車しますので、複数乗車はできません。

運行管理体制につきましては、理事長を運行管理責任者としていますが、いずれは現在、事務員をしているものに運行管理者の資格を取らせて、運行管理責任者に就任させる予定です。そのための基礎講習はすでに受講しております。適切な運行管理を行い、利用者の安全と安心を確保したいと思います。当法人の活動内容や申請の目的などを説明させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。何かご意見があれば、よろしくお願いいたします。特になんかということではよろしいでしょうか。

(事務局)

事務局からの事前送付資料について、運輸支局の高橋委員より指摘がありましたのでお伝えします。まず、運行管理マニュアルについてです。使用車両のところで、「(2) セダン車両」とあり、セダン車両ア、イ、ウと3点要件をあげています。これについてはア、イ、ウだけが要件ではなくて、「上の(1)の福祉車両に掲げる要件のほか、ア、イ、ウ・・・」ということが指針上の要件となっていますので、マニュアルづくりにあたっては、「(1)に掲げる要件のほか」という文言を入れるべきという指摘がありました。

また、誤字が2点ありまして、「(3) その他、運転者に関する事項」の、1行目ですが、「運送車」を「運送者」に直していただくということと、「(4) 運行管理」のところで、こちらも同様に「運送者」に直していただきたいと思います。最後に、中段の「(2) 安全な運転のための確認」という部分ですが、こちらは「運転者は」という主語になっていますが、運転者ではなくて、「運行管理責任者は」とする必要がありますので、こちらも直していただきますようお願いいたします。

(会 長)

よろしいでしょうか。では、修正していただきたいと思います。

(和泉委員)

そうしますと、ひな形が違っていたということでしょうか。私の感覚としては、こういうマニュアルの類は、こちらのほうでひな形みたいなものがあって、それをもとに作られたのかと思っています。あまり熱心にチェックはしてこなかったのですけれども。

(事務局)

事務局からお答えします。今回、わあなるさんは、事務局のひな形は使っていないかと思えます。

(会 長)

でも大幅に違うということではないのでしょうか。

(事務局)

指針に照らして、大幅に違うというところではなく、指摘はありましたが、基本的には指針には沿っています。

(会 長)

指摘については修正していただくということでよろしいでしょうか。

(和泉委員)

もう一つお願いします。資料1-1の団体からの回答というところなのですが、下から3行目ほどのところに、「鍵も事務所が管理することになるので、点呼後に渡すことにより、安全管理を徹底する」と書いてありますが、細かいことですが、鍵を事前に渡さないと、車両の点検はできません。車両の点検をした後に、点呼で車両に異常がないということを報告するということになると思うので、まず点呼後に渡すというのはよくないので、それを少し変えていただければということです。

(特定非営利活動法人わあなる)

はい、分かりました。そのようにいたします。

(和泉委員)

出てこられて、運行するわけですけれども、点呼の前に車の点検もしなければだめなわけです。車を点検して、異常がないということを運行管理する方に報告して、よろしければ運行してくださいという話になるものですから、車を点検するのが先です。前日、帰られるときは、車を施錠されて帰られると思うので、出ていっちゃったらアルコールチェックか何か、具合悪くないかは顔を見れば分かりますので、そうしたら鍵をお渡しして、車のところへ戻ってもらって、車のチェックをして、戻って来られて点呼をするという形になると思うので。

(特定非営利活動法人わあなる)

そうですね。ここも改めますので。

(和泉委員)

お願いします。

(特定非営利活動法人わあなる)

分かりました。修正します。改めます。

(会 長)

では、そのようにお願いいたします。

(山内委員)

運転者名簿の中で、一番下の方の資格がその他の資格ということで、ヘルパー級などがないということなのですが、この方は、先ほど話でありましたが、ほかのヘルパーが同乗する場合の運転のみということなのか、その後、ヘルパー級を取る予定があるのか。その辺を聞かせてください。

(特定非営利活動法人わあなる)

彼の場合は、資格を取るつもりはありません。ただ、ヘルパーが同乗した場合の運転をするのが専門です。

(会 長)

ほかによろしいでしょうか。それでは、ご意見もいただきまして、申請内容について、特に問題はないようですので、協議は整ったものというようにしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、協議が整いましたので、団体は国への申請の準備をお願いいたします。

それでは、続きまして「よりの会」さんにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料に基づき説明（申請書類の説明部分は省略）・・・・・・・・・・>

続きまして、資料1-2をご覧ください。小委員会での指摘事項なのですが、一般社団法人の体制として2名は少ない。まず、点呼をする際は、2人で対面することになるが、一人が病気でかけた場合、点呼ができなくなる。そのような場合に備えて、何か対応策があるのかということが1点と、2名は少ないので、どのような形で安全管理を行うのかというような指摘がありました。それに対して、法人からの回答ですが、読み上げます。「まず、少人数の利用者に対して支援していきたいと考えています。4月から活動することを予定していますが、最初は1名の利用者に対する支援です。そのため、法人は2人しかいませんが、対応は可能であると考えています。点呼については、必ず対面により実施します。1名が風邪等で欠けた場合に備えて、早い時期に職員1名の増員を予定しています。また、少人数に対して支援するため、法人の体制も当初、2名と小規模ですが、今後、できる範囲で利用会員を徐々に増やす予定です。利用会員が増えれば、その分、職員も増やしますが、小規模で少人数に対して支援を行う方針には、変わりはありません。なお、運転の安全を確保するため、危険予知訓練を行っていききたいと考えています」という法人からの回答でした。小委員会での指摘事項とそれに対する回答は以上です。

先ほども申し上げましたが、今回、使用する車両がセダン車両ということで、指針上は福祉車両が1台以上あるということは原則になっていますが、理由により協議会で合意が得られれば、セダン車両も使用できるというような形になっています。今回、セダン車両を使う理由なのですが、利用会員の主な障がい知的障がい、利用会員として登録をされています。そのため、車の乗り入れ自体は、特に福祉車両でなくてもできるということで、セダン車両だけの

登録申請案となっています。この利用者は、利用会員名簿に記載はありませんが、身体障がいも重複しているそうですが、その身体障がいも内部機能ということで、車の乗り入れには、特に支障にはなっていないということなので、セダン車両での登録をお願いしたいということです。これについては、後ほど、協議会で委員の皆様からセダン車両のみでいいかどうかということをお話していただきたいと思います。よろしくお願いします。

(会 長)

それでは、よりの会の伊藤さん、説明をお願いいたします。

(一般社団法人よりの会)

はじめまして、伊藤と申します。今日のご苦労さまです。私たちの法人について説明させていただきます。予定している活動は、障がい福祉サービスの行動援護や移動支援で、現在、指定申請中です。4月1日から実際に活動を目指し、少人数の利用会員に対して、朝、夕の通学、通院の支援をしていきたいと思っております。当初は、1名の利用者様を中心に活動を行い、できる範囲で徐々に会員を増やしていき、その上、朝、夕以外の空いた時間に会員のニーズがあれば、プールや公園の散策、または登山などに連れていくなどの外出支援を行いたいと思っております。そういった活動をする上で、福祉車両の申請手続きをしています。事業のメインは、障がい福祉サービスであり、福祉有償は、それを行うため、必要不可欠な手続きと位置づけています。現在、登録している1名の利用者会員は、人混みに出ると動きが固まってしまい、障がいの特性より、公共交通機関を利用することができず、今後は通学以外にも外出の支援をすることで、徐々に慣れてもらい、最終的にバスや電車の利用ができるようにしてほしいという親の要望もあります。

今、公共交通機関が使えないので、それを補うため、福祉有償運送が必要であります。区間は、新潟市全域を対象としています。対価は、現在、登録されている福祉有償運送団体の対価を参考に、1キロ40円で設定しています。今後、どのような移動制約者にも対応できるようにしたいのですが、得意分野は知的障がいなので、設立時は知的障がい者様を中心に支援していきます。主に特別支援学校への通学と余暇支援で個別運送を前提にしています。複数乗車は想定していません。なお、今後は福祉車両の購入も考えています。会員登録されている1名は、身体障がいも重複していますが、重複している内容は視聴覚障がいと心臓機能障がいで、車の乗り降りには、何ら支障がありません。

最後に福祉有償運送の指針に沿って運行していき、安全を確保するため作業を行っていききたいと思いき、危険予知訓練などを取り入れていききたいと思っております。どうかよろしくお願いします。

(会 長)

どうもありがとうございました。それでは、ご意見のある方、よろしくお願いします。

(新保委員)

事業者の新保と申します。

4 ページの一番下段のことについてお聞きします。苦情処理体制ですけれども、責任者と担当者との関係は、結局、監督の関係だと思えますし、担当者は責任者に対して報告するという組織との関係だと思えますので、ここはやはり孤立した関係というのではなくて、線で結ぶということが普通なのではないでしょうか。前の方も同じような状態だったと思えますけれども。

(会 長)

私、よく分からなかったですが、どここのところを言っているのでしょうか。一番下ですか。

(新保委員)

4 ページの一番下段、苦情処理体制、これは伊藤さんと臼井さんが孤立した関係になっていますけれども。

(会 長)

苦情処理責任者と担当者ですね。

(新保委員)

前の方のものも同じだったのではないかと思いますけれども。やはりこれは孤立した関係であって、監督と報告というような関係があると思うのですけれども。

(会 長)

事務局、そういうことでよろしいですか。

(事務局)

前回の協議会でも、様式3の別の箇所ですら矢印が抜けているとのご指摘いただき、確かにそのとおりであったということがあったのですが、今回のご指摘については、国の様式にもともと線は引かれてはいないかと思いますが。

(新保委員)

国の様式のほうが引いていないのですか。

そうしたら、そちらのほうへ行かなければならない。

(会 長)

いずれにしても、これから最後、入れてくださいと。

(新保委員)

矢印つけるかつかないかは別にして、線だけ入れて。

(オブザーバー)

今日は高橋が、急用がございまして、欠席させていただいて、申し訳ないです。オブザーバーという形で参加させていただいている小松と申します。よろしくお願いたします。

先ほど、事務局からもお話がありましたけれども、国で定めている様式に線がございません。



ただ体制としては、おっしゃるとおりですので、そういう体制を整えてやっていただければとは思いますが。そういう体制を整えていただくことは必要かと思っておりますので。

(事務局)

では、今後、この様式については線を入れるということによろしいでしょうか。

(新保委員)

国のほうはしていないというのであれば、そちらのほうはしなければならぬということなのです。下のほうがしてこなかったなどといって、しろなどと言っている。国の監督責任があるほうが、そういうものが聞いてもいないというけれども、監督とか、そういう指揮命令があるというのであれば、国のほうはしなければならぬということが普通ではないでしょうか。書いてきた人は、それを見て、それでいいのだと思ってやってきたと言っているのだから、書いてきた人のほうが直しなさいなどと言われているけれども、上のほうは、そのままというのはおかしい話ではないですか。

(鈴木委員)

その趣旨は、横棒を入れておいたほうが、そういうことをきちんと思うためにも、連携するうえでも当然だろうから、これは引くようにしろということでしょう。

(会 長)

苦情処理体制のところについても、線を入れてください。事務局のほうにお願いいたします。

(事務局)

了解しました。

(会 長)

そこのただの線ですよね。事故処理のところは矢印になっていますけれども、それは以後、連絡を表しているのだと思うのですけれども、ただの線を入れてください。

(佐藤委員)

委員の佐藤と申します。人数のほうが少ないと思われまますので、早い時期にということなのですけれども、どれくらいをめぐらぬかというお考えなのか、また実際に私は事故を起こさないようにはしているのですけれども、事故があると、例えば、運転している方は、現場に残って、現場検証みたいな格好で立ち会いするケースがあるのです。そうすると、乗っている方というのが、知的障がいの方というようなことですので、その方が一人で置かれるということになりますと、結局、だれかがその方の面倒を見に行くということになります。そうすると、今度、相手の方が、仮に救急車で運ばれますと、病院のほうに駆けつける人もいなければだめな話になるので、人数は早晩そろえるような体制をとっていったほうが良いと思うので、ここにある早い時期にというのは、ある程度、具体的に早めにしておいたほうがよろしいのだと思います。

(一般社団法人よりいの会)

それについては、明後日、一人面接する予定です。4月に入って、もう一人面接する予定になっていますので、なるべく早急に少しでも多くの職員を確保していきたいと思えます。

(佐藤委員)

私らも事故がないのが前提なのですがすけれども、事故があつて相手のほうに複数乗っていますと、違う病院に連れていかれることがあります。同じ病院に2名行けばいいのですがすけれども、相手が2名病院に行ったときになると、散らばつていくと、そちらのほうに両方、張りつく格好になるものですから。

(会 長)

そのようにお願いいたします。

(和泉委員)

小委員会のメンバーとして、お伝えしたいと思うのですがすけれども、まず先ほど、事務局から点呼について説明がありましたけれども、ここの点呼のところに電話うんぬんというように、困難な場合は電話というように書いてあるのですが、これはどういう状況を想定しているかといいますと、例えば、遠くへ出かけられると一日で帰つてこない。どこかで一泊されて帰ってくる。観光バスがどこかへ行って、どこか泊まって帰ってくると。そういった場合に、出先では、当然、対面ではできませんので、そういう場合を想定して、電話等でもいいというように書いてあるのです。ですから、一日で帰ってくるような距離でしか移動しないわけですから、これは必ず対面して、点呼してくださいというような意味になります。例えば、自宅から直接、前の日に輸送用の車に乗って、自宅へ帰られて、自宅のすぐ近所なので、そのままお乗りになる方のところへ行くというようなときは、電話でいいかということ、そういうものはだめなのです。必ず事務所へ出てきていただいて、運行前の点呼を受けていくという意味ですので、よろしく申し上げます。

それから、実は、小委員会のときに、人数が少ないということで、問題になったといひますか、もともと福祉有償運送というものが少ない人数でやられるということ想定していませんで、使われる車のほうも5両以上くらいということで、5両以上になると、運行管理者の方もそれなりの資格を取っていただくということで、規制が強くなるのですがすけれども、5両以下の場合ですと、運行管理者の方も特別資格はなくてもいいとか、多少ゆるくなつてはいるのですが、あまりに少ないということ想定してはなかつたものですから、どのように対応していいのか、小委員会のほうでもよく分からなかつたというのが現状なのですがすけれども、要するに小委員会で何が問題になつたかということ、あまりに人数が少ないと、万が一、何かがあつたときに、今、言われましたが、対応がちゃんとできるのだろうかという心配がありまして、こういう意見等ということになつたわけなのですがすけれども、もしここで同意が得られれば、その部分をきちん

とされて、やっていただければと思います。単なる意見ですが、よろしく申し上げます。

(会 長)

それぞれ団体の方、今の意見といたしますか、委員の言ったとおりに、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(鈴木委員)

先ほど、わあなるさんの運行マニュアルを自分で作られたという話で、抜けていたところのご指摘があったというように聞いていましたけれども、一方、よりの会さんのほうは運行管理マニュアル、モデルみたいなものでやったのかと思ひて、少し比較してみたのです。そうすると、運行管理マニュアルのほうには、「運転者の上限年齢は70歳とする」というように、ときどきこの協議会でもめる内容が、自ら入っていたのですけれども、これはマニュアルに入っているのですか。それとも、入ってなくても、これは今すぐその年齢に達するわけではないのですけれども、これから追加されることもあるのかと思ひたのですけれども、この辺はどうですか。

(事務局)

事務局から説明します。事務局は運行管理マニュアルの例といたしますか、ひな形のようなものを一応、用意して、新規申請時に相談があった場合は、こういったひな形がありますということを示しています。事務局のひな形は、新潟市の運営指針を基にしています。ですから、指針の内容がそのままひな形になっていますので、このひな形、マニュアルを守っていただければ、指針も守っていただけると考えて、それを示しています。

(鈴木委員)

それは、非常にけっこうだと思ひるので、しかしながら、その指針を示さなかったり、あるいはそれとは別のものを作ると、国のチェックでは、そこには入らないので、今、こちらのほうには70と入っています。だから、強制できないのかも分からないけれども、せつかくであればこの趣旨で生かしていただければ、大変好ましいと思われて、市がきちんと指導されていることに敬意を表しつつ、できればそのようにしていただいたほうがいいのかなという感じがしました。

(会 長)

私も、そういうご意見があつて、この二つの団体の運行管理マニュアルを見てみますと、わあなるさんのほうは、必ずしも見本どおりではないということなので、ずばりいえば見本のほうがよいかと思ひます。というのは、例えば、先ほどから問題になっている点呼というようなことが、わあなるさんのほうには必ずしも書いていないです。私がさつと見た感じではそうなのですけれども、いかがでしょうか。運行管理マニュアルを見本のほうに入れ替えていただくということはできますでしょうか。事務局、それでよろしいですか。

(事務局)

はい。

(五十嵐委員)

運転者の上限の年齢 70 歳というのは、たしかガイドラインか何か載っていなかったでしょうか。

(会 長)

そうです。

(事務局)

ガイドラインは、先ほど申し上げた指針のことですが、そこでは「おおむね 70 歳」となっています。

(五十嵐委員)

書いてあるのでしょうか。

(事務局)

はい。

(五十嵐委員)

書いてあるわけですね。

(事務局)

事業者さんから守っていただくのは、新潟市の指針であって、その指針を守るために、内部で作っていただくのがマニュアルなのです。マニュアルは内部で定めて使っていただくものですが、それとはまた別に、新潟市の指針、ガイドラインというものがあまして、それを必ず守っていただくことになります。

(五十嵐委員)

そういう解釈でいいわけですね。

(事務局)

はい。

(海藤委員)

今回、二つの新しい法人が新規に登録されたのですが、そこで聞きたいのは、こういった有償運送は、やるうえにおいて、こういった有償運送の協議会をへて申請しなければだめということは、当初から明記されていたのか、それともこういうことを有償でやりたいのだけれどもということで、行政側に相談して、こうしなければだめだということで、申請されたのですか。というのは、中には未登録で有償運送をやっているということも聞くので、どのような経緯で登録申請されたのかということをお聞かせください。

(会 長)

両方の団体ですか。

(海藤委員)

両方です。

(一般社団法人よりいの会)

私は、前にいた施設で福祉有償運送というものをはじめから教えられましたので、それは知っています。自家用車で移動するうえで、必ず福祉有償運送の手続きがあるので、これを取りなさいと言われていました。

(特定非営利活動法人わあなる)

うちのほうは、以前から取るように言われていたのですが、人為的なもので、専門的にやってくださる方がなかなか居つくことができなくて、昨年になってやっとうちで取らないと行政さんにご迷惑をかけるということで、改めて遅くなりましたけれども、申請させていただきました。

(会 長)

ほかにいかがでしょうか。

(事務局)

高橋委員から事前に指摘がありましたので、そちらについてお伝えします。まず、登録申請案すべてについて言えるのですが、理事長というような肩書きになっていますが、こちらは登記簿を見ると代表理事になっていますので、運輸支局に登録申請する際は、理事長ではなく代表理事で書き換えていただきたいという指摘がありました。4ページの様式3、運送主体の申請者のところを登録する際は、記載してくださいというような指摘がありました。

続きまして、様式9なのですが、自動車登録簿の運転者のところに全員というような記載があります。トヨタ、スバル、それぞれ運転者全員です。保険の内容を確認すると、上のトヨタのアクアのほうは、マイカー共済で業務に従事中の使用者35歳以上というところで対象にはなっていて、これは全員でいいということは、マイカー共済には確認できたのですが、もう一つの保険の部分で、運転者の範囲ということで、運転者限定特約がありまして、伊藤さんと配偶者限定ということで記載があります。これについては、あくまでも家族限定ということですから、様式9については運転者全員ではなくて、伊藤さんのみに書き換えて、様式9を書き換えてくださいということです。保険の内容については、追って保険の内容を変更したら、その都度、届け出ていただければと思います。

(会 長)

伊藤さん、よろしいでしょうか。

(新保委員)

今の話は、陸運のほうにも代表理事を届け出るということもおっしゃっていましたが、

最初のわなあるさんの定款のところに理事と代表理事という解説，役員及び職員のところにありますけれども，これだと少し混乱しているような感じではないでしょうか。

(富澤委員)

新潟NPO協会の富澤です。私も、小委員会で、この定款については、皆さんにご発言をしたのですが、もともとNPO法人の定款は、理事長という名称にしてもいいですし、代表理事という名称にしてもいいですし、会長という名称にしてもいいのです。それは、法人の皆さんが自由につけていただいて構わないといえますか、役員をどのような呼び方にするのかというところは、特に定めてはいないのです。ただ、一般の方から見ると、理事長も代表理事も、会長も、要するにその組織のトップを表す表現なので、誤解を与えかねませんねという話はしました。ただ、それが法人として一番上が理事長というように書いてあるわけで、登記上の組織のトップはだれなのだというときには、理事長がトップという意味合いで呼び方をしているのだからということで見ると違和感を覚える定款にはなっていますが、それが法律違反かどうかというと、厳密には法律には違反していないと思います。それから、法人の中で、そういう呼び名にしたいという理由があって、この名称になっているということと、市役所のNPO法人の認証事務を担当している市民協働課でこれを通したということは、特に問題ないというように思っています。

(和泉委員)

多分そういう指摘を受けたというのは、全部事項証明書のほうが代表理事になっているのに、申請書の名前が理事長になっているのは、書類として不備ですよと言っているだけで、これはあちこちに理事長というのが出てきますけれども、これをみんな代表理事のほうに変えてもらわないと、書類としては不備ですよということを言われたのではないのでしょうか。

(会 長)

だと思います。伊藤さん、よろしいですか。伊藤さんのほうは、証明書のほうが代表理事となっているので、申請書も代表理事で統一してくださいということです。よろしいでしょうか。

(会 長)

それから、事務局から説明がありましたように、特にセダン車が2台ということで、セダン車2台のみなわけですが、それについて、何かご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(一般社団法人よりいの会)

車イス用の車は4月に入ったら購入したいと思いますので、その後にまた登録させていただきたいと思います。

(会 長)

それでは、ほかにご意見もないようですので、こちら側のよりいの会さんにつきまして、こ

れで申請を進めていただくということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、国のほうへの申請準備をお願いしたいと思います。

それから途中で申し上げましたが、わあなるさんについては、マニュアルを入れ替えていただきたいということです。

以上をもちまして、二つの団体につきましての申請を協議していただきましたが、その他ということで、事務局のほうからよろしく願いいたします。

(事務局)

その他について、事務局から説明させていただきます。まず、前回の会議でもありましたが、福祉有償運送の複数乗車についてということで、資料2を用意していますのでご覧ください。前回、新規登録申請した団体が、利用者を複数乗せる場合、料金を複数から取れるというような内容で設定しまして、そういった例が今までなかったということで、複数乗車の場合、どうするのかというような話がありました。それについてまとめたといえますか、新潟市の運営指針上の記載と国通知をコピーしたもの。最後のページには、登録団体の現況といえますか、記載したものを資料としてまとめましたので、説明させていただきます。

まず、新潟市の指針ですが、1ページになります。運送の形態等として、複数乗車というのは位置づけられていまして、福祉有償運送はドア・ツー・ドアの個別輸送を原則とするということなのですが、例外として、透析患者の透析のための輸送とか、知的障がい者、精神障がい者の施設送迎等であって、協議会が必要と認めた場合には、1回の運行で複数の利用会員を運送することができるということになっています。これが前提となっています。まず、協議会が認めた場合ということで、協議会に諮って、合意を得る必要があるということです。その場合、どういった場合に複数乗車をするのかということ、例えば、あらかじめ透析患者の透析のための輸送であるとか、特別支援学校への通学に、まとめて送迎するためだとかということ、協議会にあらかじめ具体例を示して、そのうえで合意を得ることが前提になっています。

その上で対価を設定する際なのですが、複数乗車の対価については、利用会員一人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ自動車の最大乗車定員または平均乗車人数で走行した場合における対価の総額が同一距離または時間を運行した場合における新潟市のタクシーの料金の上限金額のおおむね2分の1の範囲であることというような記載があります。これはもともとこのような形で定められていたものなのですけれども、こういった形で対価を明確にする必要があるということは指針上、位置づけられていました。

それを裏づけるものとしまして、国の通知がありまして、これは平成18年9月15日付の国の通知です。自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取り扱いについてという通知なのですが、これについて対価の設定について記載があります。福祉有償運送における複数乗車の対価を定める場合には、旅客一人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ当

該自動車の乗車定員を最大限、利用した場合における対価の総額が同一距離または時間を運送した場合におけるタクシー運賃の額と比較して、おおむね2分の1の範囲内であると認められるかという記載があります。指針は、これをそのまま反映している内容になっていますが、基本的には複数乗車の対価を定める場合は、この通知と指針に沿うこととなりますので、来年度におきましては、登録の更新に際して、事務局から団体に複数乗車をしている場合は、基本的な対価の設定方法について伝えますので、報告いたします。

また、新潟市で登録されている団体の状況について、アンケート形式で、各事業所からご回答いただきました。15団体のうち、複数乗車することがあるかないかということで、ある団体が10団体、ない団体が5団体ありました。あると回答した10団体に対する質問は、②、③、④です。まず②についてですが、「最大で何人載せたことがありますか」という質問に対して、「3名」が5団体、「4名」が3団体、「6名」が2団体です。

次に③として、「福祉有償運送にかかる複数乗車の対価については、どのようにして請求していますか」という設問に対して、「対価を利用人数で割る」と、相乗りのような形で対応しているところが9団体、「明確に定めている」というのが、前回、新規登録のあった団体の1団体となっています。

最後に④の設問ですが、「福祉有償運送にかかる複数乗車について、具体的にどのような場合に利用がありますか」との問いに対して、「作業所への通所について、同じ作業所を利用する。」、「複数の利用者を一緒に乗せて送迎する場合」だとか、「同じグループホームに入居している利用者について、複数人を外へ連れ出す場合」であるとか、「特別支援学校の行事で早上がりになって、下校時間が重なった場合、複数の利用者を帰宅方向が同じであれば、一緒に乗せる」だとか、「事業所からの出発地が同じ場合、3人の利用者を別々の目的地まで送ることはある」というような記載もあります。事業所出発の時点では、皆さん3名一緒に乗せるのですが、送り届ける場所は別々という場合もあるみたいですし、「カラオケやボウリングなど、レクリエーションとして移動支援を利用する場合、まとめて連れ出して支援する」ということ。また、「余暇支援における自宅から目的地までと目的地から自宅までの送迎」というような回答もいただいています。

(会 長)

何かご意見ありますでしょうか。

(鈴木委員)

しっかり調査して、調べていただいて、ありがとうございます。これが分かっていたら、もっとつけていたの分かりませんが、結論はそれぞれから頂くべきが原則です。ただ、対価合計がタクシーの代金の半分以上をいった場合はとなっているのですけれども、そうした場合、例えば、これは最大、6名乗っているところ、6名だとそうなるとした場合は3



名ずつということになるのか、あるいは6名から半額ずつ頂く。そのまたさらに半額ずつ頂くということになるのか、その辺が少し微妙ですけれども、考え方としては、分かりやすくなりましたし、国のほうもそういう指導をされているのでしようし、具体的にはどうすればいいのでしようか。

(オブザーバー)

通達で申し上げている複数乗車というのは、1回の運行で複数の利用者を運送する場合であって、旅客一人ずつから対価を収受する場合ですよというようになっておりますので、協議会の中でこういう場合、複数乗車が認められた案件については、そのようにやっていただいてよろしいかと思うのですけれども。対価も一人ずつ頂くものを定めているのが、通達でいう複数乗車です。

(事務局)

一人ずつから対価を収受した結果、合計金額が出ます。その合計金額がタクシー料金のおおむね2分の1以下であるというような設定を最初からする必要のあるということです。ですから、例えば、6名乗せることを想定した中型車の場合なのですけれども、30円を設定した場合、6名乗せた合計が1キロ180円なるのですけれども、その場合は、地域で定めるタクシー料金の半分よりも下回ることとなりますので、30円の設定であれば、6名乗っても、地域のタクシー料金の2分の1以下と言えます。それをあらかじめ複数乗車の場合、30円と最初に設定するものです。

(会長)

若干はつきりしないのは、これから複数乗車の対価というものを定めなければいけませんとは言っていないですよ。

(事務局)

なるべく、このような決まりになっていますということは、事業所にはお伝えしないといけないのかなということはありません。

(会長)

でも、ずばり言えば、私のところは複数の方を乗せても割り勘にしますということでもいいのではないですか。

その辺も含めて、来年度の協議会で問題になるかと思うので、それまでにお考えを検討していただきたいと思います。

(事務局)

分かりました。

続きまして、もう一点、よろしいでしょうか。資料を配ります。

今、お配りした資料なのですけれども、状況報告について、普段、協議会が出している資料

なのですが、登録団体が増えていまして、それに伴って状況報告の際、1団体当たりにも例えば10分使うとしても、今後、登録される団体が17団体になりましたら、170分とかなり状況報告に時間がかかってしまうということになります。一部、委員からは状況報告について、もう少し簡略化といいますか、スムーズにできる部分はないかというようなことを指摘されたこともありますので、協議会で意見を聞きたいと思ひまして出したのですが、資料3-1は今まで、事務局が状況報告の際に出していた資料です。ご覧ください。一番上に、まとめというような資料がありまして、その下に第1四半期と第2四半期と続くような形になっています。これは実際、指針に位置づけられた状況報告書になりまして、これを事務局がもらって、状況報告を受けるといふ体制には変わらないのですが、こちらの協議会で報告するにあたって、全部見てもらう必要はないと思ひまして、相談させていただきました。

例えば、1ページ目に鏡文があり、2ページが常務記録簿になっています。3ページが会員の集計表になりまして、4ページから6ページまでが、第何四半期における会員の名簿になっています。7ページ、8ページが、運転者の名簿になっていまして、9ページが事故報告書、10ページが苦情の報告書になっています。これが第1四半期、第2四半期も同じような形で続いていまして、全部で見えていただくところが20ページあります。基本的には、この内容は、状況報告のまとめに転記されていまして、この状況報告書を見ていただくと、大体、報告してきていただいた内容が分かるような形になっています。この状況報告書と各法人から頂いた書類を一緒に見てもらっていたのですけれども、今後は、なるべくコンパクトにといいいますか、この状況報告書を中心に見ていただくと思ひまして、今後、協議会で報告する資料については、資料3-2のような形で、報告できたらいいのではと考えました。一応、案として書式を作ってみたのですが、状況報告のところに、事故報告と苦情報告の有無欄をつけ足しまして、書式を提示させていただきました。基本的に事故報告、苦情報告というのが、ほとんどの場合、なしで出てきていまして、なしという事故報告書、苦情報告書をあえてつけるというよりは、この状況報告でなしというような形でお見せしたほうが、一目ですぐに分かってもらえるのかと思ひました。もしある場合、あったものについては、事故報告書、苦情報告書をおつけしたいと思ひます。

ある程度、見ていただく部分を省略すると、3-2の下についた資料がありますが、常務記録簿は見えていただきます。これは、事務局がたまに転記間違いなどもしますので、そこはチェックをしていただくということで、これは見ていただく。2ページにつきましては、会員数の集計表になります。会員数については、利用登録簿すべてを見ていただくと、数が多い法人になりますと、会員数のページだけでも十何ページにも及んでしまいます。集計表で身体状況等、対応ごとの会員数がわかりますので、利用登録簿をすべて見ていただく必要はないと思ひます。また、状況報告まとめ、資料3-2にもありますが、ここで登録会員数の計というところ

ろで身体障がい、要支援、要介護、その他ということで、それぞれ数字があります。会員の障がい種別ごとの概況などは、この1枚だけを見ていただければと思いました。

3ページと4ページ、これは運転者名簿ですが、これは省略せずに、そのままつけます。運転者の方の内容というのは、状況報告の大切な部分だと思いますので、これはつけて残しておくというような形です。

第1四半期については、鏡文と利用会員名簿と事故報告、苦情報告を除いて、これだけをつけて報告するというような形にすると、見ていただく部分も少なく、基本的には状況報告を中心に、実績報告を見てもらえらると思ひまして、次回からこういう形で報告させていただきたいと思ひました。ご意見をいただければと思ひます。

(和泉委員)

基本的には賛成なのですが、各事業者のほうから上がってくる資料というのは今までどおりなのでしょうか。

(事務局)

それは今までどおりです。指針にもそう位置づけられていますので、団体は、今までの資料を協議会に出さないといけないというような決まりはそのままです。

(和泉委員)

事務局のほうは、大変負担が大きくなると思ひますけれども、今まで、私も何十回と出たわけですが、報告がなされるたびに、内容に少し疑問があるところがあるということで、報告書の書き方とか、いろいろな面でひな形のようなものを作って、なるべく事務局のほうの負担も少なくされてはどうですかということをお願いしてきたわけですが、今までと同じ内容が事務局のほうへ上がってこられるのであれば、今までよりもチェックを厳しくしていただいて、というのは今日も二つの事業者にOKですよというように、我々は言ったわけですが、そうすると、やはりOKですよと言った責任といひますか、後々まであのかときOKと言ったじゃないのということで、その後でどういふ事業をされているのかということをお我々はチェックする必要があるわけですが。今日、同意した責任があるわけですから。では、それをどうやって責任を果たすかという、上がってくる資料しか判断する材料がないわけですから、省略されるのはけっこうです、170分という3時間くらいですよ。私は、別にかまわないと思ひますけれども、それは困るといふ方もいらっしゃるかもしれません。事務局の負担が増えて大変だろうと思ひますけれども、もし事務局のほうできちんとやっけていただければ、出てきた資料だけでも、チェックはできると思ひますので、私は賛成したいと思ひますけれども、事務局は大変になるでしょうが、よろしくお願ひします。

(会 長)

すみません、今のご意見は資料3-2という、いわばコンパクトにすることに賛成ですとい

うことですか。

(和泉委員)

コンパクトにされてもいいのではないのでしょうか。その分、事務局の負担はずっと増えると思いますけれども、我々が直接見ない資料をチェックされるわけですから。

(会 長)

事務局のほうで、現物の報告書をよく見てくださいということですね。

(和泉委員)

当日、あまりにも大量の資料を渡されるものですから、5分くらい説明されてOKですかと言われても困る部分もあるわけです。それをぱらぱらとめくって、間違っているところがすぐ分かる人ならいいですけども、細かい数字とか、つじつまの合わない部分があとからよく見るとあったということが、私、今まで経験があるので、だから事前のチェックが大変になるとは思いますが資料を減らされることに関しては、別にOKです。

(佐藤委員)

簡素化されるのは大変いいことだと思うのですが、皆さん、有償運送のほうを届け出て、きちんとやられている方がいるということが、まず基本の前提になっているわけで、それから漏れている方もいらっしゃるということが実態なはずなのです。ですから、私ども委員は、時間がかかっても問題視はしませんので、逆にきちんとやっている方々がばかを見ないような格好で、よく入らないとだめなのだとか許可を取って、きちんと運行しなければだめなのだとか広報の活動のほうも、あわせてやっていただきたいと思っております。時間がかかることに対しては、かえって喜ばしいことだと思いますので、よろしく願いいたします。

(阿部委員)

阿部です。最初からかわらせていただいて、だんだん有償運送の団体が増えてきておりまして、事務局も大変だなといつも思っておりました。今の1と2と比べてみまして、やはり新しい資料3-2のほうの方が分かりやすくいいのではないかとということと、それから基本的なことをみんなきちんと把握していらっしゃるの、事務局でまとめた、まず小委員会でも諮ってくださっていますので、小委員会で諮ったうえで問題があれば、その部分だけでも全体会にはかれば、それでいいのではないかと気がいたします。そういうことで、私は資料3-2のまとめのほうがよろしいのではないかと気がいたします。

(会 長)

この実績報告については、小委員会を開催していないのですけれども。

(阿部委員)

そうですか。では、小委員会があるのであれば、もし問題があれば、もう一度、小委員会で諮っていただいて、全体会を出すということであれば、それでもいいのではないかと気が

いたします。

(五十嵐委員)

簡素化することは、それでいいのですけれども、ここの大きな基本的な考え方は、やはり福祉有償運送の会員の方だけ輸送するのだと大原則があるわけです。そのところがきちんとしているから、きちんとやらなければだめだという歯止めもあるのです。したがって、私の考え方ですけれども、それは本当に大勢の会員がいて大変だろうけれども、利用会員名簿というものだけは、きちんこのような形で報告しているから、この人たち、会員以外は載せられないのだと。載せてはだめなのだという登録された方々、法人の方々も、それが歯止めになっているような気がするのです。したがって、大変だろうけれども、利用会員名簿だけは削除していただきたいくはないです。これがあるからきちんと守るのだと。こういう人たち以外は載せられないのだという大きな歯止めにもなると思うので、これがだれでもかれでも、それだけは絶対に困ることなので、今日、認可された法人も、利用会員しか乗せられないのだと。それならもう違法行為だということは重々分かっていると思うのですけれども、そういう意味でも、利用会員名簿だけは大変だろうけれども、私はお願いしたいと思います。

そういう意見もありましたが、どうぞ。

(山崎委員)

利用者の山崎です。今のご意見に賛成で、どういった方がどういった利用目的で利用されているかということは、事業所の福祉有償の目的につながる状況だと思うので、それを見せてもらうのはすごくいいことだと思います。

(会 長)

今、そのように利用会員名簿は、入れてくれないかというご意見もありましたが、私はふと思いましたのは、四半期ごとで第1四半期と第2四半期があるわけですが、そういうことでは少しでも少なくしようということでは、第2四半期のそのときの最後の状況での利用者名簿ということを入れていただくとかどうでしょうか。

(五十嵐委員)

いい考えじゃないですか。会長の考えでいいです。

(会 長)

そういうことでよろしいですか。この常務記録簿とか、これは両方あったほうがいいですよ。あるいは、ここの利用身体状況、会員の方と運転者名簿というのはつけていただいて、枚数が多くなる、利用者会員の名簿については、一つだけつけていただくと。では、基本的にそういうことで、来年度からさせていただきます。

(和泉委員)

事務局の方にお聞きするのですけれども、たまには事業所のほうへおじゃましたりというこ

とはあるのでしょうか。例えば、日々点呼すれば書類が増えますし、運行すれば運行の記録が増えてきますし、ときどき影のぞきに行っていて、ちゃんと書類が書いてあるのかということをしていただければと思います。大変でしょうけれども、お願いします。

(会長)

それでは、何かございますか。今後の予定について。

(佐藤委員)

事務局のほうに素朴な質問なのですけれども、今、ご報告いただいている団体のほかに、類似行為の団体というのは把握に努めていらっしゃるのでしょうか。要は登録をしないでやっているというように思われるものというのは、実際にしなければだめだということが分かって登録された会員の方もいらっしゃるかもしれないので、そういったところでは何団体になってもいいのですけれども、結局、申請をきちんとしていない方々がということを除いて、健全なものにしていただきたいということが、私らの一番の考えでございます。

(事務局)

事務局からお答えしますが、まず福祉有償運送ということで、福祉を提供する事業所については把握に努めています。障がい福祉サービスを提供する事業所というのは、指定を受けていますので、その指定を受けている事業所に対しては、定期的に監査が入ります。そこで、監査に入ったときに、道路運送法上の手続きをしているかどうかということを確認することになっています。ですから、障がい福祉サービスの指定を受けたすべての事業所については、そういったことに努めています。それ以外のいわゆる白タクのようなものについては、どのようにして把握すればいいのかということがなかなか難しい面もあります。福祉であれば福祉の指定を受けているわけですから、指定を受けている福祉の事業所すべてをあたるとはできるのですけれども、福祉をかたる白タクのような行為は、とても把握は難しいと思います。

(佐藤委員)

お客さんを集めようとすれば、ネットとかで会員募集するわけですから、そういった調べ方もあるので、そういうものが出ているか、出ていないか。私の言いたいのは、まじめにやっている方がばかを見るような格好にならないようなものを行政の方々にも知恵を絞ってほしいということなので。

(海藤委員)

その件に関しては、前日も出たのだけれども、これはそうやって白タク行為というか、届け出もしないでやっていたものが、もし分かったところで、運輸局が監査か指導をするのですか。どちらがあるのですか。お互い関係ないといえば、いい加減にしていたところが、結局、のさばっている形で、だから先ほども私は、どういう経緯で、福祉有償運送の申請はしたのですかと聞いたのはそこなので、分かっているながら申請などしなくてもということをやっているのも

聞くから、そこは本当にそういう違法があった場合、どこがそれを行政指導するのかということを確認していかないと、お互いに運輸局も関知しない、役所も関知しないといえはそういうことどうですか。

(オブザーバー)

運送事業者に対しては、貨物なり、道路運送なりの法で許認可を与えている国のほうになるかとは思いますが、白でそういう行為が現認となると、やはり警察でしょうか。

(五十嵐委員)

警察ですよ。警察しかありません。

(佐藤委員)

罰則というよりも、指導の広報のほうで、このような申請をして、登録をして行わないと違法な行為ですよということを広報のほうで幅広く伝えていただきたいというお願いなのです。そうしないと、何のためにまじめにやっていたらっしゃる方がいるのかということになってしまいますので、それはタクシーも同じことです。

(鈴木委員)

今、警察という話が担当のほうからありましたけれども、青ナンバーでできることを白でやっていたら、当然白タク行為ということになるわけだから、そういう面では運輸支局と警察と両方ということだろうと思いますので、いろいろな情報、こちらから申告したりする必要もあるのかと思いますが、広くここへ団体登録されているいろいろ協議をされている方のようにしっかりやっていただければということですので、私ども、タクシー団体として、そういうことは目を光らせていきたいと思ったり、私どもにとっても、一番重要な代行だとか、福祉をかたってやっている行為というのは、一番許し難い行為で、もし事故等起こした場合は、とんでもないことにもなるということなので、この辺のPRもきちんとやっていきたいと思ったり、市、支局も含めて、ぜひご支援と申しますか、心がけておいていただければと思います。よろしくお願ひします。

もう一点いいでしょうか。これと関係なくていいですか。お願いですけれども、実は私、12日に長岡の地域公共交通会議のほうへも出て、その際にも話をさせてもらったのですが、福祉有償運送での貢献も当然ありますが、一方で毎回、話が出ているように、タクシー会社のほうもしっかりした福祉対応をしてほしいという話がありまして、私どもも広げるように、国土交通省そのものの方針でもありますし、努力はしています。そうしたことがあって、国の支援としてバリアフリータクシーといいますが、ユニバーサルタクシーも含めて、そういう福祉タクシーに対しての補助金の制度があって、80万円、60万円の単位だったかであるのですが、予算枠があるということで、その80万円を申請して、いざとなると60パーセントくらいしか出ないとかということがあるとか、あるいは新車にはするけれども、中古車のほうにし

ないので、価格が高くてなかなか増やせないといったような問題もあって、なかなか期待にこたえられない面もあるということがあります。長岡市は、できるだけ増やそうということで、精神的な応援みたいなことをしながらチェックしているのですけれども、私のほうから国の担当も来ておりましたので、ぜひ80万円、60万円を底上げすることと、少なくともいったからには、途中で半分になりましたよというのであれば、計画をした方もおじゃんになりますので、そういうことのないようにというお願い。それから、中古車にも拡大してもらえれば増やせるのではないかというお願いもしましたが、あわせて長岡市のほうでもご支援いただけないだろうかということで、公式回答ではそれ以外の福祉担当部門のところ、あるいは財政支援のところ、それぞれにそういう意見があったことをあげます。それで討議することもありますのでというお話でした。

同時に、最後に担当の方が出てこられて、いくらかでもということも考えつつ、当面80万円、60万円の予算で予定していた事業者が途中で撤回することのないように、その差額分を出すというような方向で検討したいというご回答もありました。そうしますと、そういう自治体等が支援をしていただくということになると、事業者のほうも励みをもってやれるということですし、長岡市長は全国市長会長でもあるし、全国的に、あるいは県内にも波及できるだろうと。ましてや政令指定都市である新潟市から額はともかくとしても、そういう支援をしていただければ、イコール、タクシーが地域における公共交通であるということを確認されたということにもなると思いますので、よろしくお願いします。また、同じく担当の都市交通政策課のほうにもお話ししたいと思いますが、向こうは書面審査でくるものだから、なかなかいる席でお話しする機会がないのですけれども、私どももいろいろなところでお話をしていきますので、福祉を所掌しておられる、一番の責任のポジションである課長のほうから、ぜひそういうことも言っていただけるような形であれば、私も一生懸命がんばれるのではないだろうかというように思いますので、よろしくご支援とご理解をお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございます。では、よろしいでしょうか。それでは、今後の予定など、事務局からよろしくお願いします。

(事務局)

今後の予定の前に、最後に1点だけ報告させていただきます。前回の協議会で、遁所委員、和泉委員から指摘がありました、貨物自動車の登録についてなのですが、基本的には貨物自動車というものは、自家用有償運送については登録できないというような回答がありました。それを誤って登録していた団体につきましては、急遽、登録車を変更してもらおうということで対応しましたので、報告させていただきます。

今後の日程についてなのですが、今年度につきましては、福祉有償運送の協議会は、これで



最後になります。また、今回、登録申請について協議が整った団体につきましては、事務局が、協議が整った旨の文書を出しますので、それを入手してから、国へ申請の手続きに入ってもらいたいと思います。また、本日の資料につきましては、登録申請案等個人情報が含まれている部分があるものにつきましては、持ち帰られずに、そのまま机上に置いていただきますよう、お願いします。今後の日程についてなのですが、平成 25 年度は、これが最後ということです。

(福祉総務課長)

私が前回の協議会で先走って発言しましたが、委員の皆様の任期は今年度末ということで、大変ありがとうございました。来年度に入りまして、また5月に下半期の状況報告等ありますので、またそれに向けて4月に入りまして、各団体の皆様のほう、委員の就任についてお願いにいくこともあるかと思っておりますので、その際はまたよろしくお願ひしたいと思います。

(会 長)

それでは、これもちまして、本日の協議会は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。